

※「福祉・介護職員等処遇改善加算」を「処遇改善加算」、「障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等補助金」を「補助金」と省略して標記しています。

基準月に処遇改善加算Ⅰ～Ⅳのいずれかを算定していますか？

※基準月とは、原則、令和6年12月であるが、令和7年1月、2月又は3月も選択可能。

※令和7年3月までに指定の事業所で、令和7年4月から処遇改善加算の算定を行っている場合、フローチャートは「算定している」に進んでください。

算定している

処遇改善計画書(R7年度)を所管する自治体に提出

広島県所管事業所の提出先URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22761

補助金を申請しますか？

申請する

補助金計画書を広島県電子申請システムから提出してください。

県内全法人の提出先URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22759

申請しない

補助金**申請をしない**ということを広島県電子申請システムから**必ず**ご連絡ください。

県内全法人の提出先URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=22758



提出期限：全て令和7年4月15日(火)厳守